

# 福岡県文化芸術活動再開支援補助金募集要項

令和3年1月12日

福岡県文化芸術活動再開支援補助金事務局

(ももち文化センター内)

## 1 補助事業の概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響により舞台公演等の文化芸術活動の自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体等に対し、活動再開に係る費用を補助することで文化芸術活動の再開を支援するため、舞台公演等の実施に係る施設使用料の2分の1を上限に補助します。

- ※ 1日の補助額は50万円を限度とします。
- ※ 施設使用料に設備・器具使用料、冷暖房費は含みません。
- ※ 国、地方公共団体から同事業に係る施設の使用料（設備使用料や冷暖房費などは除く。）について補助を受けた場合は補助対象経費となりません。

## 2 対象となる者

福岡県内を主な活動拠点として音楽、演劇、舞踊、芸能などを公開の場で実演する有料の舞台公演等を行う、県内に住所を有するフリーランスを含む個人事業者または県内に活動拠点（本部、支部等）を置く団体です。

### (1) フリーランスを含む個人事業者

不特定多数の観客に対し対価を得て舞台公演等を行う者

### (2) 文化芸術団体

下記①、②のいずれかに該当する団体

#### ① 法人格を有する団体

- ・一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人等
- ・会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）
- ・特定非営利活動法人

※ 舞台公演等の文化芸術に直接携わることを目的とすることが、定款等及び活動実績により明らかな団体に限ります。

#### ② 法人格を有しないが、令和2年10月1日現在、団体設立後1年以上、かつ下記（i）～（iii）について明記されている定款もしくは定款に類する規約等を有する団体。

- （i）団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- （ii）自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- （iii）団体活動の本拠としての事務所を有すること

ただし、以下に該当する場合は、補助の対象となりません。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 特定の政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体

### 3 対象となる事業

以下のすべての要件を満たす事業が補助の対象となります。

- 音楽、演劇、舞踊、芸能などを公開の場（動画配信による無観客公演を含む。）において、（チケット販売等を行い）有料で実演する事業
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分になされている事業
- 福岡県内を主な活動拠点として文化芸術活動を行う県内に住所を有するフリーランスを含む個人事業者、県内に活動拠点（本部、支部等）を置く団体が行う事業
- 補助要件となる施設で実施される事業

#### 【対象とならない事業】

- ・文化芸術活動の練習（本番前日等のリハーサルは補助対象）
- ・美術、写真、茶道・華道及び映画・アニメーション上映会等、舞台実演を伴わない文化事業
- ・ワークショップ等、講座に類する事業
- ・式典、会社説明会、学会等の講演会に類する事業
- ・特定の政治活動又は宗教活動を主たる目的とする事業
- ・自治会、大学、学校等のクラブ、サークル活動、学校教育に関する事業
- ・教授所、教室等が行う稽古ごと、習いごと等の発表会、その他特定の会員のみ限定される事業
- ・寄付行為等を行ういわゆるチャリティーを目的とする事業
- ・公演中に飲食及び接待が行われる事業
- ・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある事業
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく知事の要請に従わない事業

### 4 補助要件となる施設

以下の要件をすべて満たす施設が対象となります。

- 福岡県内のホール、劇場で、興行場法による許可を受けた施設（映画館、スポーツ施設、その他見せ物を除く。）  
（例）アクロス福岡、ももち文化センター、大濠公園能楽堂、嘉穂劇場 等
- ※ 上記施設に該当するか否かについては、申請書類提出前に福岡県文化芸術活動再開支援補助金事務局に問い合わせし、確認を行うこと。
- 収容人数が概ね 100 人以上の施設
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分になされている施設

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項第 3 号に規定される「性風俗関連特殊営業」に該当する場合は、対象外となります。

### 5 補助対象経費

補助事業に係る経費のうち、公演日及び公演日前にリハーサルで利用した施設使用料（設備使用料や冷暖房費などは除く。）です。賃貸契約により施設を借用している場合は、施設の所有者に支払った賃貸額を日割り計算した額を 1 日当たりの施設使用料とみなします。

ただし、国、地方公共団体から同事業に係る施設の使用料(設備使用料や冷暖房費などは除く。)について補助を受けた場合は補助対象外となります。

なお、公演中止などにより事業を実施しなかった場合の施設予約のキャンセル料については対象外となります。

## 6 補助額

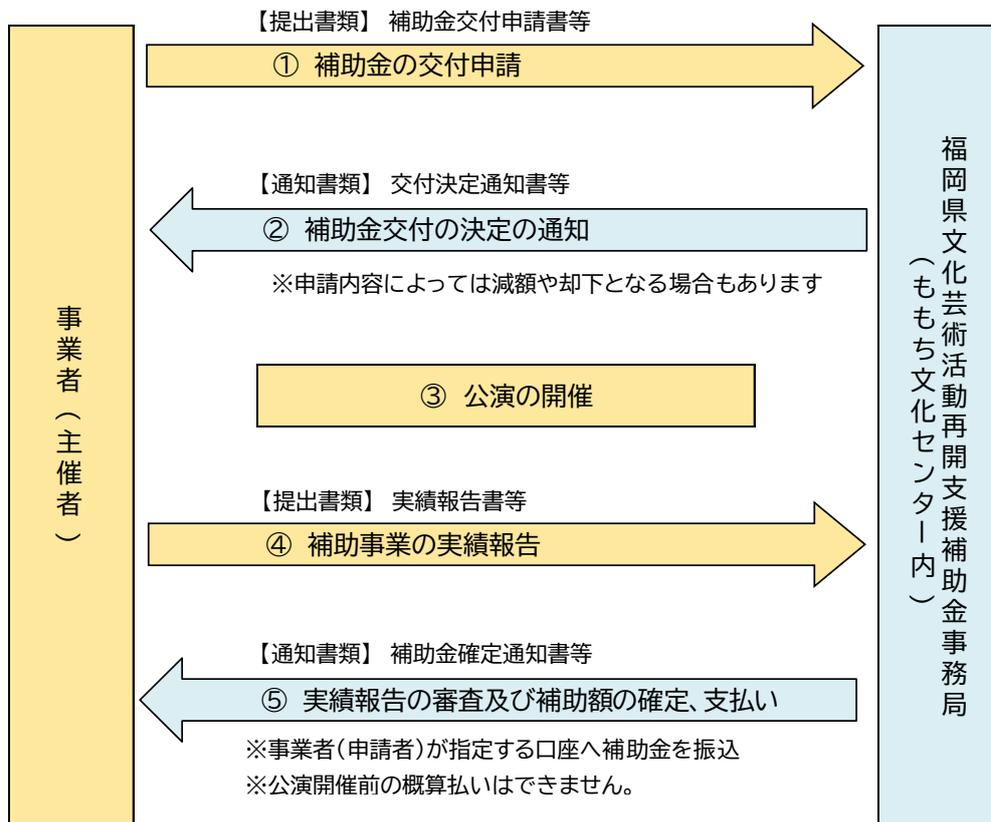
補助金の交付金額は、補助対象経費の2分の1を限度とし、日額50万円を限度とします。申請日数及び申請金額の合計額に上限はありません。

ただし、補助金の額は本事業の予算の範囲内で決定されるとともに、審査等の結果が補助金の額に反映されるため、申請額全てが認められるとは限りません。

## 7 対象となる公演の実施期間

令和2年10月1日から令和3年3月31日までに行われる公演

## 8 申請から補助金の交付(支払)までの流れ



## 9 補助金募集のスケジュール

- (1) 申請受付開始 令和2年10月1日(木)
- (2) 支払開始 令和2年11月ごろ(予定) ※ 額の確定後、随時
- (3) 申請締切 令和3年2月28日(日) ※ 消印有効

※ 申請の受付は締切日まで常時行いますが、予算の上限に達し次第、募集を締め切りますのでご注意ください。

## 10 提出書類及び添付順序

### (1) 交付申請時

#### ○ 提出書類

① 交付申請書（様式第1号）

② 下記（ア）～（キ）の関係書類

（ア）申請要件チェックリスト

（イ）補助金の交付対象者であることの確認資料

<個人の場合>

・運転免許証、住民票の写しなど住所がわかる資料

・持続化給付金を給付されたことが分かる資料（給付通知書、通帳の写し等）

<団体の場合>

・文化芸術の公演に直接携わることが団体の目的としていことが分かる資料（定款もしくは定款に類する規約等）

<個人・団体共通>

・団体の役員名簿（様式A）

（ウ）公演内容、有料公演であることがわかる資料（チラシ、ホームページの写し等）

（エ）公演実施施設の①収容人数、②新型コロナウイルス感染症拡大防止措置の実施状況、

③施設使用料金がわかる資料（パンフレット、ホームページの写し等）

※ 賃貸契約により施設を借用している場合は、併せて（様式B）を提出すること。

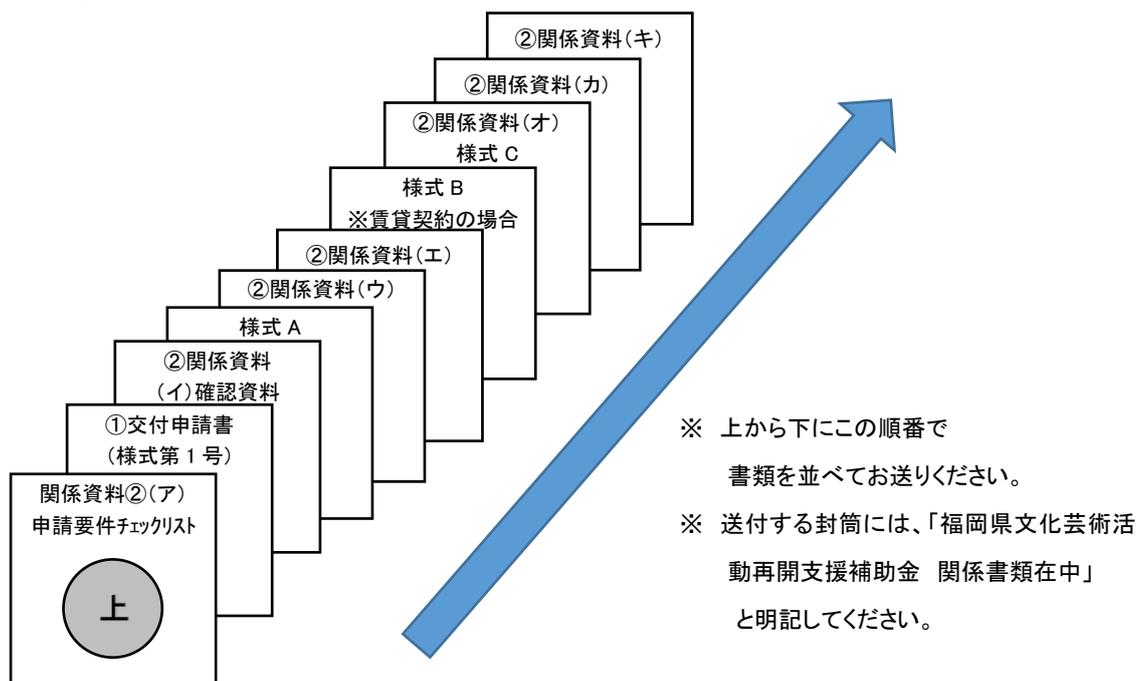
（オ）業種別ガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染症拡大防止対策チェックリスト（様式C）

（カ）債権者登録申出書

（キ）振込先の金融機関名、口座名義、口座番号が確認できる通帳の写し

※ なお、2回目以降に申請する場合で、当初申請時に提出した内容から変更がない場合、（イ）、（カ）、（キ）の提出は省略できます。

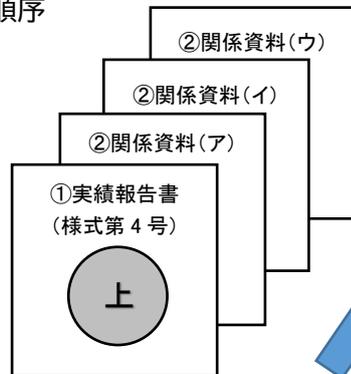
#### ○ 添付順序



## (2) 実績報告時

- 提出書類（※原則として、補助事業完了の日から 14 日以内に提出）
  - ① 実績報告書（様式第 4 号）
  - ② 下記（ア）～（ウ）の関係書類
    - （ア）ホール等の利用実績及び利用料金の支出が確認できる書類（領収書又は振込の確認できる書類等）
    - （イ）実演を伴う有料公演の開催を確認できる資料
      - ・写真、チケットの写し等
      - ・動画配信による無観客公演の場合は、配信コンテンツ事業者との取引履歴資料等、動画配信を行ったことが確認できる資料等
    - （ウ）業種別ガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染症拡大防止対策実施状況報告書（様式 D）

### ○ 添付順序



- ※ 上から下にこの順番で書類を並べてお送りください。
- ※ 送付する封筒には、「福岡県文化芸術活動再開支援補助金関係書類在中」と明記してください。

## 11 事業実施に当たっての留意点

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症対策」（内閣官房ホームページ）の業種別ガイドラインを参考に、感染防止対策を講じてください。なお、ガイドライン等は随時更新されますので、最新の情報を確認するようにしてください。

- 「新型コロナウイルス感染症対策」（内閣官房ホームページ）：<https://corona.go.jp/>

【提出先・問い合わせ先等】申請書等は、原則として郵送での提出とします。

- 提出先：郵送及び窓口（9 時～17 時）  
福岡県文化芸術活動再開支援補助金事務局（ももち文化センター内）  
〒814-0006 福岡市早良区百道 2 丁目 3 番 15 号
- お問い合わせ  
電話：092-851-4511（9 時～17 時）  
毎週月曜日、年末年始（12/28～1/4）は休みとなります。  
ただし、11/23（月）、1/11（月）は窓口を開き、翌日が休みとなります。  
E-mail：shien@momochi-palace.net
- 福岡県文化芸術活動再開支援補助金事務局HP  
URL：<https://www.momochi-palace.net/support/>